

第3回大阪府市統合本部会議

1 開催日時

平成24年1月25日（水） 10:00～12:00

2 場 所

大阪市役所本庁舎 P1階（屋上階）会議室

3 出席者（名簿順）

松井大阪府知事、橋下大阪市長、小河大阪府副知事、山口大阪府PT長、京極大阪市PT長、上山特別顧問、古賀特別顧問、堺屋特別顧問、橋爪特別顧問、原特別顧問、

【グランドデザイン、都市魅力創造】

福田大阪府府民文化部長、新井大阪府府民文化都市魅力創造局長、
野々村大阪市ゆとりとみどり振興局長

【教育基本条例、府立学校条例】

生野大阪府教育委員会委員長、小河大阪府教育委員会委員長職務代理者、陰山大阪府教育委員会委員、
中西大阪府教育委員会教育長、川村大阪府教育委員会教育監、藤井大阪府教育委員会教育次長
永井大阪市教育委員会教育長、中尾大阪市教育委員会教育次長、沢田大阪市教育委員会事務局指導部長

4 議事概要

（山口PT長）

おはようございます。ただいまから、第3回大阪府市統合本部会議を開催させていただきますと思います。

今回は、1月12日付で新たに特別顧問に就任いただきました橋爪顧問にもご出席いただいておりますので、ご紹介申し上げます。よろしくお願いいたします。その他の先生方についても紹介すべきところがございますけれども、時間の関係から、配付の資料でご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

始める前に、一点お願いしておきたいことがございます。インターネットで生中継しておりますので、中継の音声マイクを通してもらわないと入らないということで、ご発言の際には、マイクを必ずご使用いただきますようお願いいたします。

それでは、早速、議事の方に入らせていただきます。

本日の議題は、お手元の次第のとおりですが、今回から、今までの議論を踏まえて方向性・進め方を確認させていただく報告事項と、この場でしっかりご協議をいただく協議事項ということで、少し議題の方を整理させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の（1）「大阪のグランドデザインについて」からはじめさせていただきますと思います。これにつきましては、次の2番目の（2）「都市魅力創造について」と一体的な取り組みが必要ということで、まとめてご協議をいただきたいと思いますと考えております。

なお、今日の進行時間は、概ね12時頃までということですので、前半1時間弱で議題（1）と（2）を、後半1時間で（3）「教育基本条例について」ということで会議進行させていただきますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず小河副知事の方からご説明いただきまして、次に、橋爪顧問にバトンタッチしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(小河副知事)

おはようございます。報告を兼ねて、補足説明的なことを簡単にさせていただきます。まず、資料1-1ですが、我々グランドデザイン（まちづくり）検討部会の方では、都市魅力戦略部会と合わせて同じようなスケジュールでやっていく、特に随時意見交換していくということを書いております。資料1-2の2枚目、3枚目に、前回いろんな意見を聞かせていただいたのをまとめています。ご意見を聞かせてもらいながら、グランドデザインをとりまとめているように思っていますので、またご覧いただければと思っています。

また、最終のグランドデザインのねらい、イメージを共有したいということで、まず、ねらうところとして、今、大阪市自身いろんな拠点で動いていますが、それが単発で動いているために外に対して分かっていない、それをもう少し今までよりきちっと説明していきながら、かつもう少しエリアを広げていき、これから大阪がさらに動いていくんだというようなことが分かるようなものを最終的に考えていきたいと思っています。

前回、エリアの話で、対象地域として中環内という話をしましたが、資料1-2の右の方の人口等を見ていただきますと、だいたい中環内ということと言えますと、大阪市の今の倍ぐらいで、シンガポールより上という人口規模、しかも、面白いのは昼夜間比率が1.1～1.2の間にあり、職住が均衡しているという範囲ということで、妥当かなと思っています。

我々が最終的にまとめていく考え方の中で、大阪市は、拠点・拠点という小さいポイントで、大阪駅周辺、あべの天王寺などと、ばらばらになってしまっていたのですが、大阪市内のコアな部分は、4つのエリアに分けて考え、それを軸で結ぼう、大きなセンター・コアについては、エリアの考え方と軸の考え方にしていこうと思っています。

都市構造のイメージ図として、北の方の大阪・新大阪エリア、大手前・森之宮エリア、なんば・天王寺・あべのエリア、咲洲夢洲エリアという4つのエリアを、インナーシティの外周のエリアと位置づけて、それぞれの特色のある開発のイメージを作っていこうと思っています。

なぜこういうように範囲を広げたかということですが、例えば大阪・新大阪エリアというのは、大阪駅周辺は、今、うめきたで注目浴びておりますが、阪急の民間開発でどんどん梅田の北の方に伸びていっており、さらに新大阪という大きなポテンシャルをもっている駅がございます。淀川を隔てるなど、距離的に4キロ離れていますが、実は外から見たときに、点になっており、大阪として、大阪・新大阪エリアというのは、国土軸に貼りついているポテンシャルのあるエリアと位置づけて、その範囲を同じような方向でやっていったらどうかということです。

こうしますと、実は、話題になっています柴島浄水場がこの範囲に入ってきます。物理的、心理的に距離があり、その間には淀川という川がある、これをどう活かして、つなぎ心理的に付随させていくかという考え方でやっていきたいと思います。

次に、大手前・森之宮エリアですが、従前から、私は森之宮の東側と言っておりますが、5キロぐらいを考えますと、今のOAP、OBP、大阪市公館、大阪城、森之宮があり、また、難波宮があり、非常にポテンシャルが高く、いろんな形ができるということで、ひとつにイメージあわせて、OAP・OBPから非常に大きなゾーンが形成できるのではないかと考えていきたいと思っています。

もうひとつは、なんば・あべの・天王寺エリアですが、天王寺が非常に再開発に動いていますが、あまりご存知ないと思います。難波も、民間、南海が、どんどん南の方にひろがっています。これをひとつの面ととると、南のほうは、非常に大きなポテンシャルを持っている。今、天王寺・難波と別々な意識になっているのはなぜかということ、その間に動物園、通天閣、公園があり、本来それ自身非常に魅力のあるところなのに、一体感を妨げています。しかし、そこにいろんな仕掛けをしていくと、非常に大きな魅力あるゾーンになるのではないかと考えています。

咲洲・夢洲エリアについては、もう特区になっているのでこれはいけると思います。

これらのエリアを、それぞれの特徴を持って変わっていくのだというイメージをつくりたい、そして、それを結ぶのが、二本の軸であり、元来ポテンシャルが高いところでもあることから、いかにグレートアップしていくかだと思います。これは、都市魅力戦略部会と一緒に考えていきたいと思っています。

プラス中之島ということで、それぞれのエリアを、物理的なつながり心理的なつながりをもったひとつのエリアとしてやっていくことで、全体で大阪が活気づいていくんだということを示していきたいと思っています。

その中で、橋爪先生の部会と連携しながらやっていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。以上でございます。

(橋爪特別顧問)

おはようございます。資料2-1の方をご覧ください。都市魅力戦略部会（仮称）というふうに書いてありますが、基本的な考え方と、どのような分野・対象を部会の方で検討するのかについて、簡単に説明させていただきます。

今回、大阪の都市をグレート・リセットするということを目標に掲げています。従来の都市とは違う魅力的な都市を今からつくる、前回の堺屋先生の資料にもありましたが、どういう都市にするのかというビジョンを持ちながら、我々はグレート・リセットを果たしていくということを目標に掲げたいと思います。

ここに3点あげていますが、1つ目として、「1. 都市魅力創造にかかる府市事業の融合・統合」ということで、これまでそれぞれ府市が類似の事業してきたことに関しまして、融合・統合し、これまで以上に魅力的なものにしていきたいと思っています。2つ目として、「世界の都市間競争に打ち勝つ都市魅力創造の基盤づくり」ということで、従来型のインフラに加え、都市魅力創造に関する新たなインフラをつくっていかなければなりません。2つ目として、「世界の都市間競争に打ち勝つ都市魅力創造の基盤づくり」ということで、従来型のインフラに加え、都市創造に関する新たなインフラをつくっていかなければなりません。3番目として、新しい時代の『『大阪版』にふさわしい都市魅力創造のシンボルプロジェクト』を考えていかなければならない、府市統合の象徴となるような事業を考えていかなければならないのではないかとということで、前回の堺屋先生のペーパーにもあります名物・名所ということを考えていくということになります。

実現に向けた考え方として、基本スタンスとして2つ示しています。1つ目は、「行政は活動の場を提供」する、2つ目は、「公金を入れる判断は府民・市民」の理解が得られるかどうかということです。これは、従来、橋下知事時代に大阪府政の中で示されてきた考え方です。私も橋下知事時代に一緒に考えました大阪文化振興新戦略に、4つの理念を掲げました。文化は社会を支えるものだ、都市全体に文化を広げていくものだ、攻める文化、世界中のクリエイティブな才能のある人たちが大阪をめざすようなまちにしていくんだ、こういう考え方に基きまして、都市の姿として3つのイメージを示しています。

まず、「社会を支え、経済を牽引する新たな価値を創造する」都市、「まち全体を活動のフィールドとして開く」、「創造的でチャレンジ精神あふれる人・企業を受容れる」そういう都市をめざしていきます。こういった都市のあり方を方向性として持ち、資料の右の方にございます大阪のキタ、ミナミ、上町台地、ベイエリア、川筋の水の回廊などを重点的なエリアと想定しながら、重要なシンボルプロジェクトを展開してまいりたいと思います。

部会で検討する事案としては、観光・文化・国際交流・スポーツ・まちの魅力づくり等々を想定しております。

事業融合の考え方としては、府市それぞれがしてきた類似事業を見直し、その進め方に関しては、共同化、連携強化していきます。私が関わっていますイルミネーションなどでは、府市それぞれが計画をたてて、そのあとに連携をしておりますが、当初から、計画

段階から、連携を図るという体制をつくることが重要だと考えています。単なる効率化でなくて、初期段階からともに始めることで相乗効果が高まるということをやっていききたいと思います。

その際に、府市の施策を、広域自治体がなすべきことと、基礎自治体がなすべきことを、都市魅力創造という観点からも仕分けることが必要であろう。暫定的には府市がともにやるということも出てくると思いますが、最終的には、広域自治体が財源等を再配置して一緒にやっていくという形を考えていききたいと思います。

裏面をご覧ください。部会での主な検討課題ということで、いくつか大項目を並べています。

1つ目としまして、施策の再構築。これは繰り返しになりますが、従来の施策を見直していく姿勢を示しております。具体的に申し上げますと、文化施策の白紙からの見直し、大阪版アーツカウンシルの制度化を検討してまいりたいと思います。

2点目ですが、観光戦略の一元化、国際交流においてこれまで以上の連携を図る、外交方針についても一元化を図る。これに関しましては、下に「ビジョン・計画、審議会等の一本化、再構築」の表がございますが、例えば、都市魅力創造戦略というものを大阪府は持っていますが、大阪市にはこういう概念がありません。これは、ひとつの都市魅力創造の戦略をつくっていくべきだと考えます。文化に関しましても、府市それぞれが文化に関する振興プランを持っていますが、例えば府の文化振興会議のような、これは大阪府版のアーツカウンシルと理解していますが、こういうような会議は大阪市には欠けていました。これも、大阪版アーツカウンシルを検討していききたいと思います。観光戦略に関しましても、国際交流に関しましても、二つございますので、一本化していききたい。外交方針は、府は持っていますが、市は持っていないので、どうしていくのか。スポーツに関しましても、府市が、それぞれ審議会、プランを持っているので、一本化するべきではないか。あと、府市が協働を先にやっていたと思われるものが、水と光のまちづくり構想ですが、さらに重点化し、推進体制を強化していくべきではないかと思っています。まちの魅力づくりに関しては、大阪府はミュージアム戦略プラン持っていますが、大阪市のいくつかの計画とこれまで連携考えずに作ってきております。掲げたのはいくつかの例であります、ビジョンやプラン、審議会を一本化していくべきものは一本化していくという判断を、部会の方で議論いたしますし、最終的には、府市統合本部会議でも議論して判断いただきたいと思っています。

上の施策の再構築の方に戻りますが、主要事業の連携・融合強化ということで、橋下府政のときに力を入れていただいて、大阪の年中行事になった事業がいくつかございます。大阪マラソン、御堂筋Kappo、大阪府がやっています御堂筋オープンフェスタ、御堂筋イルミネーション、光のルネサンス、こういう案件に関しましても、府と市と一緒にさらに連携を強化、あるいは考え方から一本化をするというふうな事業がいくつか見えてきます。とりわけ、御堂筋をいかに世界に例のない魅力的なフェスティバルストリートにするのかというのは、府市統合の中で重要なことだと思われまますので、そのあたりも考えていききたいと思っています。

それから、エリアというものも考えなければならない。大阪城公園、中之島の西部、船場、道頓堀、ミナミ、あべの・天王寺、ベイエリア、うめきた2期など、どういうエリアにしていくのかというのを考えながら、都市魅力の向上の仕方を、民間の方の力を借りながら、行政とともに、市民とともに作っていく。エリアの拠点化ということを考えています。

あと、主要な公園や児童公園等は、それぞれ、府市統合でできる新しい自治体に仕分けをされていくことと思いますが、大阪城公園、中之島公園、天王寺動植物公園、大阪府の万博公園に関しましては、従来の公園行政を超えて、より魅力のある公園にしていくべくパークマネジメントの概念を導入してはどうかと考えています。

先ほどのシンボルプロジェクトの検討としましては、2015年から2020年までにかけて、府市統合の象徴となる新たなシンボルとなる事業をいくつか立ち上げてまいりたい。1つ目は、水と光のまちづくり。中之島、大阪城周辺、道頓堀で、圧倒的な魅力的な、ないしはシンボリックな事業を。前回の堺屋先生のペーパーで言いますと、全国区のイベントを、道頓堀等で展開できればと思います。2015年、道頓堀400年、大阪の陣から400年、大阪落城400年で騒がしいという方もいらっしゃると思いますが、節目でございます。2015年あたりを一定のめどとしまして、大阪全体で、府市統合を祝うというか、形になった段階でイベント、フェスティバルができればと思います。うめきた2期ですが、当初から、ハードに加えて集客をどうするのかを、ハードとソフトを同時に考えていきたいと思います。御堂筋も、緑を増やすということもありますが、恒久的なにぎわいの場にするとも考えていきたいと思います。あと、世界的なミュージアムの創設。近代美術館を含めて、博物館群を今後どうしていくのかを検討していかなければいけないと思います。統合型リゾートのあり方についても、部会のほうで検討していきたいと思います。

部会の構成ということで、私が部会長を拝命しておりますが、何人かの専門家を、各テーマの特別参与として編成したいと考えています。都市計画の専門家の市大の嘉名先生、伝統的な芸能の専門家、新しい芸能をつくっていくことに力をいれておられます盛岡大学の橋本先生、文化行政の専門家であります帝塚山大学の中川先生、クリエイティブシティあるいはアーツカウンシルの専門家であります三菱UFJリサーチ&コンサルティングの太下先生とともに、まずは部会を立ち上げます。

そのほか議題に応じまして、別途専門家を招聘することも考えております。また議題によりまして、特別顧問の先生方にもご意見を伺うということも、部会の中で進めてまいりたいと思っておりますのでお願いいたします。

スケジュールといたしましては、2月の早い時期に立ち上げます。ワーキングも含め、週1回程度部会を開催してまいりたい。3月までに一定の大きな方針を、議題としてこちらの会議に諮らせていただきたい。6月に全体の方向性を取りまとめ、もう一度諮らせていただきたい。その後も、ビジョンづくりなどが個別具体的に走り始めることを想定いたしまして、継続して部会を進めていきたいと思っております。私の報告は、以上でございます。

(山口PT長)

ありがとうございます。それでは、意見交換に入りたいと思います。

(松井知事)

橋爪先生、ありがとうございます。先生の部会で、その方向でいろいろと決めていただいたらよいと思います。僕としましては、府市それぞれがやっているこういったにぎわい施策を総点検していただいて、あまりにも多岐に広がらず、大阪の春はこういうもの、夏はこれ、秋はこれというように、しっかりと発信していけるような形にぜひ変えてほしいと思います。いちど部会の中で議論してもらえますでしょうか。

(橋下市長)

僕の考え方を言いますが、必要であれば有識者の顧問の先生方からもご意見いただきたいと思います。

柴島浄水場は、今後まちづくりに使うという前提で、水道局の方に京極さん伝えてください。水道事業の統合の課題の中で、柴島浄水場はもう浄水場としては使わない。新大阪エリアをどうかたちづくるのかという方向で、柴島浄水場を浄水場として使わないというのをひとつ大きな目標として進めてもらいたいです。

大きな方向性を示さないと、水道事業の統合をやるのに、施設がどうのこうのというこ

とになりますから、今の僕の考えでは、柴島浄水場を浄水場として使わないというのをひとつ大きな目標に掲げたい、あとは、行政的にどうつめるかという問題で、大きな方向性として打ち出したいと思っています。

それから、ばらばらして申し訳ないのですが、堺屋先生から10大名物づくりのペーパーをいただいています。あとで知事や皆さんにご意見をいただきたいのですが、中身の問題でなく、僕はこういうことをやりたいと思っています。

堺屋先生、今回は、まちづくり・都市構造の転換と、名物づくりの二つに分けて、まちづくり・都市構造は小河副知事にやってもらって、名物づくりやソフト面のほうは、橋爪先生の部会の方でやってもらおうと思うのですが。両方に関わってくる部分もありますけれども、いままでの行政の考え方を飛び越えてドーンと行く。ここに書いてある10大名物づくりを、1個でも、2個でもやれる方向で、お金の問題などいろいろあると思いますが、それぐらいのことをやらないと大阪の名物づくりはできない。またご意見いただきたいが、そういう方向でいきたいと思っています。

推進体制について、野々村さん、福田さんをお願いしたいのですが、水と光のまちづくりの懇話会などいろいろありますが、会議体ばかり作る進め方でなく、僕と松井知事の考えですが、この府市統合本部にエンジン一本化してほしい。都市魅力の部会が設けられるので、懇話会とかの推進体制をもう一度整理してもらって、なんでもかんでも会議に出席することはしませんので、部会で戦略・計画をまとめながら、決定は僕と知事が統合本部でやります。経済界の皆さんにも諮らなければならないというのであれば、府市統合本部へお越しいただくという体で、府市統合本部で決定して、それを府庁と市役所で行政的に役割分担して執行していく。いろんな会議体は整理してもらって、府市統合本部に一本化してもらって、もういろんな会議に出るのはやめたいと思います。

文化施設の白紙からの見直しについては、美術館等、トータルマネジメントを橋爪先生よろしくお願いします。

あと、アーツカウンシルの大阪版は、橋爪先生に考えてもらっていますが、重要なポイントとして、アーツカウンシルはもともと、完全に首長・政治判断から独立することが前提になっていますが、少し僕はそこを懸念しています。教育委員会制度みたいになってしまっているのではないかということで。かといって、政治権力で文化のことは分かりませんから、そこは一定の関わり合いを持ちながら、ある程度方針は政治的に決めながら、手法は専門部会というように、連携と独立のバランスを考えたいと思います。完全独立というのはちょっと懸念しています。

アーツカウンシルの政治側の方との連携として、府の文化振興会議があるんですが、メンバーはこれから協議しないといけないのですが、府市で別々に作る必要はないので、府市の会議体にしてください。府と市で2つ別々になっている方針等は、松井知事のこの間の方針で全て一本化することになりましたので、文化振興会議に一本化してもらって、アーツカウンシルができるまで時間がかかるので、文楽・大フィルへの補助については、当面、府の文化振興会議で議論してもらいたいと思います。

文楽については、大切だということは分かっていますが、今回いろいろ勉強して、何が問題かということで、文楽協会の仕組みだということに行きつきました。あの仕組みのままで行くと、文楽が根付くということにならないのではないかと思います。府は一人もうやめたと思いますが、大阪府・市の職員OBが文楽協会に入り、その運営補助金で人件費をまかなっている。文楽協会が技芸員にある意味、仕事保障をしていて、劇場が、協会に技芸員の派遣依頼をするのですが、ワンパッケージでしか派遣しないような仕組みになっていて、仕事が保証できるような派遣の仕方しかないわけです。文楽協会としても運営補助がきますから。マネジメント会社はタレントを食わすために必死になってプロモートしているし、歌舞伎でも必死になってプロモートしますが、文楽協会は、まさに文化の名を語った所謂、行政と外郭団体というその構造だということに、僕は行きつきました。

文楽は大事なものだから守っていきたいが、その仕組みをあらためない限りは、文楽を柔軟に時代の変化に応じて根付けせるようなプロモートにならないのではないかということで、僕の発信の仕方としては、文楽は守るけれども、文楽協会は守らないというような形で、仕組みを考えていただきたいと思います。

(橋爪特別顧問)

まず大阪府の文化振興会議でということによろしいですか。

(橋下市長)

そっちで、まずもんでいただきたい。野々村さん、アーツカウンシルができるまで時間かかるから、文楽協会のあり方とか、クラシック音楽にどう補助をうつのかなど、府の文化振興会議の方に諮ってもらうような形でよろしいですか。

(野々村局長)

結構です。よろしくお願いいたします。

(橋下市長)

クラシックについては、市が1億1千万円大フィルに金を入れているのですが、そうであるなら、大フィルに競争枠を設けて、大フィルのメンバー5人くらいは、毎年毎年の入れ替え制とか、チャンスを広く与えて全国から公募して、今のままのメンバーでいいのか新規のメンバーを入れるべきなのかを評価するなど、公金を投入するにふさわしい枠や仕掛けが必要なのではないかと思います。また、ご相談させてください。

(福田部長)

大阪府の文化振興会議ですので、大阪市の案件をピックアップして、その問題を集中的に取り組む専門家会議的なものにさせていただきたいと思います。形式上の問題ですが。メンバーは相談します。

(松井知事)

メンバーについては、橋爪先生に相談してください。

市長が話された水道の問題ですが、上山先生、浄水場は徹底して、どこを残すかまで決めてください。

(橋下市長)

柴島浄水場はまちづくりに使うということを設定してもらって、アセットのマネジメントをしていただきたい。大きなランドデザインでいうと、柴島浄水場を浄水場のままおいておくのは、絶対に大阪のためにならないと思いますので。水道局で見ると、柴島は聖地だとなるんですけども、全体の都市構造でみれば、柴島浄水場は、こんなところに浄水場をおいておく必要はないと思います。阪急も高架の工事もありますし。

(小河副知事)

大阪駅と新大阪駅は、従来別々なイメージであったのですが、二つでひとつというイメージを強く持てば、ほんとに大きなポテンシャルのあるエリアです。その中で個別を考えると、北ヤードをどうするのかということになってくるので、今、拠点ばかりに意識が行き過ぎていますが、どうつながるか。淀川や、その中の淀川の花火といったイベントをどう使っていくか、天王寺や通天閣なども仕掛けると面白いと思います。住民や企業も参加していただくと、皆の意識も一体化すると思いますので、またいろいろと議論させてく

ださい。

(堺屋特別顧問)

大阪の従来の開発は、全部失敗です。これほど見事に失敗したところはない。大阪ドーム、A T C、南港開発、大阪駅前ビルも。人がうらやむようないい場所なのに、全部赤字。こんな自治体は、全世界でもめずらしいです。

どこに問題があるかという、私は、まず第一に、基本計画が甘い、これは、お配りしましたペーパーにも書いていますが、選択と集中が甘いということです。大阪ドームは、難波から近いのに、閑古鳥で大赤字になっている。O C A Tも好立地なのに、赤字になっている。A T Cは、図面まで書いて出したのに、全然無視されて、案の定大赤字になりました。これを見るのに、選択と集中が異常に欠けていると思います。総花的になっている。

大阪だけ、駅前が流行らなくて駅奥が流行っているという世界的珍現象を起こしたのも全部それです。この点をもっと、はっきりと考える必要があります。

その次に、全国的知名度がないということ、ちょこちょこ小さな行事をやるのはやめたほうがいい。天神祭も水都祭にしても、全国ネットワークで乗らないようなものは、意味がないんです。やるからには、確実に全国ネットワークに乗るようなものをちゃんとやらなければならない。全国的、国際的に広げようという意識がない。上海万国博覧会でも大阪館は総花的になっていた。集中と選択、目線の高さが必要です。

3番目は、経済性を軽視しすぎている。おとといと昨日、2時間と6時間、ナレッジキャピタルの話を聞きましたが、全然だめ。あんなものではまったく恥ずかしい。そういうようなものが平気で通る体質になっている。大阪は大都市ですから、絶対に黒字になる世界的な名物を作らなければならないと思います。今の柴島浄水場も、そこに住宅をつくるのではなしに、大阪駅と一体になってどうやって世界的に名物をつくるか。御堂筋も、ただ歩く散歩道でなく、世界的なデザインストリートにするにはどうしたらいいのかを、そういうことを徹底的に考えていただきたい。

私は、万国博覧会以来、手掛けた事業は一度も赤字にしたことはありません。すべて大儲けしてきた。ところが、大阪に来ると、カネがあるんだからやるというのが、考え方を改めて、集中と選択をやってほしいと思います。橋爪先生の部会にも、積極的に出さしていただいて、いくつかのプロジェクトについては実現したいと思います。

ここに10の名物も書きましたが、技術的には全部可能な事業ばかりです。たとえば、道頓堀川を水泳プールにするというのも、膜を張ってプールを作って、2000円の入場料をとったら儲かると思います。そういうような仕掛けを大阪都ができるまでに。大阪都ができるときに、大阪が変わったというシンボルをつくりたいと思っています。ナレッジキャピタルも考え直す必要があります。すでにこれができています、こういう契約になっていますというのがありますが、そういう考え直す必要があると思います。

軸思想は、新全総で考えた発想で、40年前の高度成長時代の発想です。こういう時代ですので、拠点思想に転換すべきと考えます。全体として、大阪市の方、大阪府の方で、心理的な変化も含めて、刺激を与えるようなもの、府市統合の委員会を立ち上げてもらいと思っています。

(小河副知事)

軸思想は、決して昔のイメージのままでなくて、そこにあるポテンシャルすべてをどう活かしていくかということでしています。拠点でなくて、あくまでエリア全体で考える、それぞれ特色あるポテンシャルをどう活かしていくか、大きな方向性・キーワードをつかって、あとは、そのやり方を提案していただく。プロジェクトは、提案型で一般公募して、単なるコンサルでなくて、開発側のデベロッパーに提案してもらおう。我々は、どう転がしていくかを考えたいと思っています。昔のイメージではやっていませんので。

(橋下市長)

上山先生の専門だと思いますが、都市再生の戦略として、容積率をどんどん使って、中心部に高度な集積地をどんどんつくって、24時間不夜城でないですけども、郊外はゆったり目にするという、そういう形の都市のつくりかたというのが、これからの時代の流れではないかというのを聞いています。御堂筋の高さ制限の考え方を、どこまでこれから維持していくか。大阪市が今までずっとやってきた、べちゃっとあの高さで揃えるというのは、ある意味大命題のようにあるのですが、どんどん真ん中を高度化することに価値があれば改定していくべきではないかと思います。大阪のど真ん中は、マンハッタンと比べると、大阪はあまりにも人口密度がすかすかすぎる。また、容積率をどう使っていくか、御堂筋の高さ制限をどこまでこだわりつづけるのかを、今までの行政の考え方を超えて考えてほしいと思います。

専門家の意見を聞くと、都市計画の審議会に、都市再生経済の分野の人があまり入らずに、建築の分野の人が入っていて、景観も重要だが、どう大阪の中心地を使っていくのかを、僕ももう少し勉強して議論させてもらいたいと思います。今、御堂筋の界限は、全然不夜城になっていなくて、夜になると職住が離れて、だいたいマンションは建ってきてはいますが、24時間高度化した都市という感じでないと思います。

(上山特別顧問)

御堂筋は、非常に大きい問題だと思います。選択肢は、大きくふたつある。ワシントンDCやパリは、頑なに高さ制限を守っており、それがまちのステータスになっています。大阪からああいうものをなくすと、何もないんじゃないかという意見も一理あるような気がします。中心部、国土軸が北にシフトしている中で、御堂筋、特に西側の容積率緩和は魅力的だが、高さ制限に手をつけた瞬間どうなるかについては、非常に深刻に考えるべき問題だと思う。

今日、御堂筋、近美、柴島、森之宮など、個別の案件だけでも、総論を象徴するようなテーマがけっこう資料にも議論にも出ました。

まちづくり検討部会と都市魅力部会、どちらも提言づくりではなく、具体的なすでにあるもの、予算、組織の見直しに、まずしばらく特化して議論し、そのうえで、ビジョン、デザインについて議論してはどうか。各論を出してどうするかを、両部会で突っ込んで、議論してもらいたいです。大方針だけ出しても、たいして進展がない。私は、総論・ビジョン・方針もつくるのもいいのだが、各論も精査していただきたいと思います。

(堺屋特別顧問)

私が過去のことを言ったのは、大阪の行政の中に根付いている精神、経済性軽視の精神が根強いからです。今の計画も同じで、成長時代の考え方が抜けていない。経済的で、市民にも喜んでいただけるような大阪が変わったというものを作っていないといけないと思います。百円、千円といった話をやってきた立場から言えば、今の計画は常におおらかである。大阪がこれで変わって国際競争力のある都市になるということを示してもらいたい。ぜひそういうことで、この部会でも深掘りしていきたいと思っております。

(松井知事)

ナレッジキャピタルは、どの時期に結論を出すのか？

(橋下市長)

今週末に予算査定やりますので、そこで5億を出すかどうか判断します。今の感じだとだめなんでしょうね。

(堺屋特別顧問)

私が聞いた限りでは、付加価値をつけて高く売る発想が欠けている。ナレッジキャピタルは3万で貸せるところを1.6万円で貸そうとしている。表参道ヒルズなどは、賃料が8万のものが16.5万で抽選になった。オリックスさんにもっと智恵を出してもらったらいいいんじゃないかと思います。

(橋下市長)

そこは、発想を変えてもらって、大学等を集めて、付加価値が高くなるということだと思いますが、賃料については、あそこは一等地ですから、今の御意見を踏まえて、また部局と議論します。

上山先生のおっしゃるとおり、大方針だけではだめなんです、大きな方針を出しながら、最後は具体的な各論をしていきたいと思います。

水道事業については、42市町村が大阪市の参加について難色を示していきまして、僕のやり方がまずいのか、知事の人間性の問題なのか分かりませんが。市の方の改革をまず進めて欲しいということも色々いわれているんですが、柴島浄水場を違う方に転換して、府の方の浄水場をどう使うのかという視点で、なんとか進めていきたいと思います。

資料2-2について、大阪市のゆとりとみどり振興局の予算資料ですが、今日知事も言われたように、基礎自治体としてコミュニティのイベントは細やかにやっていくとしても、大きいものは府市あわせてドンといこう、大阪の都市魅力という観点から整理しようということをやっていききたいと思います。今回、予算編成が間近に迫っているのです、完全な整理ができないので、暫定という組み方をやっていきますが、いろんなイベント・事業を広域と基礎でしっかり分けて、数ではなく、質で勝負していききたいと思います。

堺屋先生の10大プロジェクトも、数多く実現できるようにやっていききたいと思います。

例えばですが、野々村さん、桜のナイターなんかでも、もし仮にやろうということになれば、ありとあらゆる夜桜を、他のイベントを削ってでも大阪一面での夜桜観賞というようなことをするぐらい、府と市であわせてめざしていきたいんですけど。

(野々村局長)

分かりました。大阪府さんと相談して、そういう方向で検討を進めさせていただきます。

(橋下市長)

スポーツについても、生涯スポーツは、各区・基礎自治体の話ですし、もうひとつは、8千万ほどの予算で、今まであまり中身を考えてこなかったようなイベントがありますので、今までやっているところに入れるのではなく、府市と合わせて、今までの考え方を全部グレート・リセットして、新しく有効なお金を使ってもらいたいです。

天王寺・阿倍野ですが、上海では、金融センターのまわりを空中回廊でつなぐ大構想を森ビルがやっているらしいですが、僕は、天王寺公園の界限は何とかならないのかと思っています。野々村さんに、お金の話はあとで考えるので、動物園を中心に全面リニューアルを含めて、考えて教えてくださいとお願いしているのですが、西成あいりん地区の特区構想も考えていますので、ひっくるめて方向性というものを考えていきたいと思います。

(古賀特別顧問)

一言だけ、ランドデザインについてですが、どこまで考えるのかがテリトリーに入っているか分からないのですが、防災の問題というのが、やはり地震・津波でこれまでの考え方が根本的に変わってきているので、防災の観点も入れて考えていただくことが必要ではないでしょうか。

(小河副知事)

そういった観点も当然入っております。

(上山特別顧問)

資料1-1を見ると、まちづくり(グランドデザイン)検討部会は、役所の人ばかりで、都市魅力戦略部会は、民間の人プラス役所の人になっています。随時意見交換ということなのですが、まちづくり検討部会が出してくる案は役所の論理になっていると思うので、ただの意見交換で終わらないようにしてほしいと思います。

(堺屋特別顧問)

プロジェクトも3、4年で実行できるようにしていきたいと思いますので、それぞれの担当課で担当者をつけてほしいと思います。

(小河副知事)

6月以降の次のステップに入るときに、体制を考えていこうと思います。

(堺屋特別顧問)

それで結構ですが、人事・予算がありますので一応申し上げました。

(橋下市長)

分かりました。体制は、橋爪先生、まちづくり検討部会についても、連携とかでなくて、もう少し正式に入れるように、兼務とかで入れるように考えていただけますか。

(山口PT長)

分かりました。相談させていただきます。

(橋下市長)

堺屋先生の10大プロジェクトは、橋爪先生の都市魅力戦略部会で検討してほしい。

都市魅力の戦略会議が、新井さんにずっと言っていたように、一番肝になりますよと言っていたので、大阪を儲ける都市にするためにお願いします。懇話会、水と光の体制を、橋爪先生の部会のもとで動くように整理するのは大丈夫か。

(新井局長)

経済界との関係もあるので相談させていただきたい。

(山口PT長)

ご指摘を踏まえて、まちづくり部会と都市魅力部会で検討を進めていただくということですのでよろしくお願いいたします。

続きまして、教育基本条例に入りたいと思います。それでは、ご説明お願いいたします。

(中西教育長)

私の方から条例案のアウトラインについてご説明させていただきます。

12月7日に、松井知事と教育委員が同じテーブルについて、知事提案の条例案について検討を進めるということで、以来1か月半、維新の会の条例案に示されました問題提起を踏まえながら、現行法令にのっとった条例案をつくるということで作業を進めてきました。

資料3-1の知事提案の条例案をご覧くださいと思います。まず上段に書いております基本的な考え方ですが、維新の条例案は、大きく分けまして2つの要素で構成されて

います。教育行政の仕組みに関する部分と学校運営の基本に関する部分です。私ども教育委員会では、この2つを2本の条例に分けました。教育行政基本条例ということで、教育行政の仕組みに関するルールを定めるものと、もう一つが、府立学校条例ということで、学校運営の基本を定める条例です。従来、高等学校等条例というのがございまして、そこで、学校の設置、定数、入学検定料等を規定しておりましたので、この条例を廃止し、新たに府立学校条例をつくり、この条例でもって、地域・保護者の信頼に応えうる府立学校の設置・管理・運営を包括的に規定する条例とし、2本立てにしております。

条例では、基本的な事項を定めまして、細部については、規則・要綱・教育振興基本計画で詳細を定めるという立て方にしております。ただ、学校評価、人事評価、校長公募などの重要な取り組みについては、早急に改革の方向性は示していきたいと考えております。それから、人事評価、懲戒・分限処分については、職員基本条例の方で一括して規定していくという枠組みにしております。

まず、教育行政基本条例のポイントですが、地域住民、保護者のニーズをくみ取することを、基本理念としております。目標設定については、中段の第2章の教育振興基本計画のところですが、「知事は、委員会と共同して、教育振興基本計画を作成」する。そして、その基本計画において、「大阪の教育の振興に関する基本的な目標及び施策の大綱を設定」するとしております。ただ、議会の関与を明確にするために、計画は、議会の議決事案であるということにしております。

それから、この条例案では、いわゆる教育委員の罷免規定は規定しておりませんけれども、議論を重ねて、1月20日の教育委員会会議の後、一項目、加えました。それが、第3章の開かれた教育行政のところの3つ目のポツですが、教育委員会の点検評価の中で、教育委員についての点検評価を加えました。教育委員が「目標を達成するために教育委員が行った取組、活動状況等について、自己評価を実施」するということで、教育委員自らが点検評価を行わなければならないということを明記しました。知事はこの点検評価を踏まえていただいて、地教行法（地方教育行政法）の罷免事由に該当するかを判断していただくという枠組みになります。

この規定を置いたことによりまして、維新の会から提起をいただきました、目標達成への教育委員の責任について、お答えすることができたのではないかと考えております。

それから、府立学校条例についてですが、効率的・効果的な学校運営ということで、府民の信頼に応える学校づくりというのを基本理念に掲げております。この条例のなかで、この間、問題提起をいただいてまいりました、学校の統廃合、学区の見直し、校長権限の強化、学校協議会、校長の公募や任期付採用など、これらの点については、すべてしっかり受け止めて、条文化することができました。特に第4章に、学校運営のPDCAサイクルや、保護者・地域住民の学校運営への参加という点を定めたところです。

人事評価、懲戒・分限については、職員基本条例に委ねておりますが、人事評価については、この間教育委員会としましては、相対評価でなく、絶対評価の厳正化をお願いしたいと繰り返し申し上げてきました。特に教員の場合、相対評価は、行政職員よりもなじみにくく、教育委員会としてもそう思っております。担当する教科の違いや、学校の中での校務分掌の違い、生徒の状況の違い、行政組織と比較しての学校組織の違い、そういった点を踏まえると、相対評価は非常に難しいと思います。

当初維新の会が示されました相対評価案は、学校ごとにやるということでしたが、学校の状況が多様で違う中で評価ができるかということで議論をさせていただきました。維新案は、学校間の格差に配慮して、教育委員会が相対評価を行うという仕組みだったと思いますが、維新の会で主張されている校長マネジメントや教員評価を生徒・保護者に委ねるという考え方と、むしろ逆行するのではないかと考えております。実務面から考えましても、1万人以上いる教員を、教育委員会が相対評価するというのは不可能になります。

この間、特に橋下市長からも、生徒・保護者の評価を反映させるのであれば、絶対評価

でもいいというご意見も頂戴いたしましたし、我々もそれが筋であろうと思います。今回、私どもが作りました案では、市長のご発言も踏まえて、生徒・保護者の評価を、人事評価に反映させることを前提に、絶対評価の厳正化で対応したいと思っております。

この間、ご指摘いただいておりますように、評価の分布が、特にC評価、D評価が少ないというのは事実ですので、そういったことは我々しっかりと受け止めて、絶対評価の厳正化の中で適正な評価をしていきたいと思っております。

そういうことで、今、授業評価をすべての生徒からアンケートをとってする仕組みを構築しているところです。授業評価は、かなりの学校で実施しておりますが、各学校でばらつきがありますので、スタンダード化をして、人事評価に連動させる、この仕組みをきちんと作っていききたいと考えております。私からは以上でございます。

条文案の主要なポイントについては、次長の方から引き続きご説明させていただきます。

(藤井教育次長)

それでは、お手元の資料3-2及び3-3に基づきまして、条例案のポイントだけ、簡単にご説明させていただきます。

《資料3-2「教育行政基本条例」及び資料3-3「大阪府立学校条例」について、条文に沿って説明》

(山口PT長)

原先生の方から資料出していただいております。

(松井知事)

今説明がありましたけれども、教育委員会といろいろ議論しましたが、なかなかまとまらないところも多々ありました。やはり、教育目標の設定、役割と責任を明確にしないといけない、だれが決めて、だれが責任をとるのか、そこをこの基本条例にははっきりと入れ込んでいかないといけないところが一番まとまらないところですので、原先生からご意見いただきたいと思っております。

(原特別顧問)

「教育関連条例案の論点」ということで、今日ご協議いただくべきと考える点を出してきました。1点目が、教育目標を誰が設定するのかという点ですが、先ほどご説明いただきました条例案ですと、知事と教育委員会が共同して、となっていました。今知事が言われたように、決定権者、責任者を明確にするということであれば、共同というのではなく、「知事が、決定権者であり、教育委員会と協議をして、目標設定」とすべきではないのかというのが1点。理由として、決定権者を、責任者を明確にすべきと書いていますが、法律上、知事の目標設定が許されないという法解釈は、細かい法解釈論はここでは省きますが、少なくともこれは、明文で書いてあるのでなくて、法解釈論です。この法解釈というのは、私には、常識的な解釈とは思いません。現実には全国の知事・市町村長選挙を考えると、候補者の方々は、教育目標を公約で掲げられている。法律上許されないというのであれば、違法な選挙公約を取り締まっていかなければならないということになります。もうひとつ、現に市長なり知事になられてから、教育予算を含めて予算編成をされることになるわけでありまして。予算査定をされるうえで、教育目標を決めなくしてできるとは思えません。2つ目は、罷免事由に該当するということまでは書かなくても、「教育委員会は、首長の設定した目標を実現する責務を負う」ことを明記すればいいのかと思います。

次に、校長の公募にうつりますが、もともとの維新の会の条例案は、今日の教育委員会の案とも、学校運営をできるだけ校長に委ねていくというのは共通しているかと思っております。これまで以上に校長先生に良い人材を集めていくというのが重要というのは共有されてい

るかと思います。そのときに、校長先生をみんな外部の人に置き換えてしまったらいいと思っているわけでは決してなくて、これまで校長先生をされていた方も手を挙げるができる、学校の中で、若手・中堅の意欲のある方々も手を挙げるができる、学校の外にいらっしゃった方も手をあげることができる、というやり方でより良い人材を集めてくることができないのかと思います。今、大阪市がやっている区長公募の募集方式で、庁内外から人を募ってくるという方法で、校長ポストについて、いますぐというわけではないが、８年以内にすべて公募を導入していくというふうにしたらどうでしょうか、というのが２点目です。

３点目、教職員の評価。今の人事評価が全く機能していないということなんだろうと思います。これは、私の資料の３枚目の表をご覧頂くと分かるように、５段階評価になっていない。半分为Ａで、半分为Ｂという、２段階評価になってしまっている。民間企業の人事評価を見たら、異常な分布であることは間違いない。５段階評価でやっているとはいえない状況だと思います。これをどう解決していくか。方策の問題ですが、相対評価で分布率を定めるべきでないのか。ここで、中西教育長からのお話にありました、保護者の評価ですが、評価というのをどうやって反映していくのかという制度設計のところが大切になってきます。実際に、最終的に評価されるのは校長先生や教育委員会になってくると思いますので、保護者の方の評価を参考資料という形で出すのか、５０％。５０％で点数をつけてもらってその合計点を出すのか、どう反映させていくことができるのかイメージが湧かないのですが。制度設計をちゃんとやっておかないと、保護者の評価を反映させますといったものの、結果同じことだったという事態になりかねないと思います。

分限処分・懲戒処分については、次回の３０日の統合本部で、職員基本条例とあわせて議論するという方向でいいかと思います。

最後に、その他の論点として、学力テストの結果公表、学校区の撤廃、学校の統廃合など、維新の会が出された条例案と今回の案を見比べると、ここはまだ乖離しているところがあるかと思いますので、今日は時間も限られていますから十分に議論できないかと思いますが、引き続き議論していきたいと思います。

(山口PT長)

ありがとうございました。それでは、意見交換にうつりたいと思います。

(橋下市長)

一番重要なところは、教育目標の設定のところですね。その他の論点のところは、学校運営方法なので、またさらに技術的なところがありますから、僕は市の教育委員会とつめますし、知事は府の教育委員会とつめていくことになるでしょうが。罷免のところは、なんとなくわかります。うまく仕組みをやってもらったのかなと。責務というところを、目標を達成する責務というのを、当たり前のことですが、確認規定においてもらったうえで、自己評価をしてもらって、それを知事・首長がそれを確認評価するという仕組みはありうると思う。

目標設定権のところは、どうですか。

(中西教育長)

目標設定についてですけど、市長が知事の時代から何度もお話しましたことですが、まさにも今回の我々の案では、知事と教員委員会ではなく、主語を、「知事は」と表現しました。教育委員会と共同で教育振興基本計画を作る。その中で、きちんと教育目標を設定するという事で、僕は、理解を得られると思っていますが、ちがいますか。

(橋下市長)

共同でつくことは間違いないです。昨日、野田首相が、決定できない政治からの脱却という所信表明演説をしましたけれども、日本の法体系、一事が万事、協議会をつくるというところで止まってしまって、そこで議論はほとんど尽くすけれど、最後の決定と責任は誰が負うのかということを絶対に書かない、逃げてしまうというのが、日本の法体系の姿だと思います。

だから、共同でつくのは、当たり前ですけれども、単独では絶対つくれませんから。最終責任と権限者はどうなんですか。話をして、折り合いがつかなかったときに、政治側はやらないという方に引くのか、それとも、最後自分たちは選挙で審判を受けるのだから、折り合いがつかなかった場合は、議会へしっかり報告をしたうえで知事が決定する、ということでもいいのではないかな。なぜかと言えば、議会の議決事件になっているじゃないですか。

教育委員会と折り合いがつかずに知事が決定したことさえはっきりさせれば、議会が、知事が独裁だ、単独決定は許せないとなれば、議会がはねるのではないかな。それを、教育委員会サイドではねるというのは違うのではないかなと思います。だから、共同で作って、折り合いがつかなかった、けれども知事の政治決定で決めました、ということを議会にしっかり報告して、最後折り合いがつかなかったことについて知事が政治決定をしたことの当否は、議会に判断してもらおうと。今のこのままの仕組みだと、教育委員会レベルで、議会に上がる前の段階で、教育委員会との議論のところで知事が決定できないことになってしまいます。

(中西教育長)

市長のそこご懸念も含めて、我々は、主語を「知事は」にしたつもりです。

(橋下市長)

でも、そうすると、教育委員会とどうしても折り合いがつかない場合は、議会にも上げられなくなってしまわないですか。

(松井知事)

その場合は、教育委員の皆さんは折り合いのつかない知事や市長とはやっていけないということで、辞職をされるということになってしまいますね。

(藤井教育次長)

仕組み上、議決事件としていきますので、計画案の提案権は知事にしかありませんので、もし、今おっしゃるように、意見が食い違うことで教育委員さんが納得されない議案として計画を出されるのであれば、地教行法上、教育委員の意見をもう一度聞いてもらいますので、ここについて教育委員と意見が対立しているということを明示した上で議会に審議していただくと。今おっしゃっている仕組みは、この条例上の規定と今の法体系でクリアできていると思っています。

(堺屋特別顧問)

教育委員は知事が解雇できるのか。

(中西教育長)

罷免は、地教行法の第7条に規定がありまして、かなり限定されてきますけど罷免規定はございます。義務違反等があれば、ということで。

(堺屋特別顧問)

義務違反でなく、意見対立ではできないですね。

(中西教育長)

意見対立での罷免は、基本的にはできません。

(堺屋特別顧問)

それだったら、やはり最終的に知事か市長か、そういう人が決定権を持たないと永久にできないことになりますね。

(中西教育長)

実際問題、本当に教育委員会と知事がそこまで対立するようなことはありえないし、そういう計画を作るべきではないと思います。

(橋下市長)

ないと思いますね。

(堺屋特別顧問)

ないかもしれないけれども、法的に欠陥があってはいけないので、それはないだろうということで法律はできない。万一ある場合も考えとかないといけない。原さんのおっしゃるように、僕は、知事なり市長なりにならざるをえないと思います。

(橋下市長)

中西教育長、提案権というところでね、おっしゃられたということは、ただ提案する際に、教育委員会と共同して計画を作りますけども、教育委員会との関係では対立することはないと思いますけど、仮にどうしても折り合いがつかなかったと。折り合いがつかない場合もそれは提案できるんですか。

(中西教育長)

「知事は」ということにしていますので。(基本計画の)案と言うことにしていますのは、議会の議決案件だということで、案としています。

(橋下市長)

そうであれば、提案できるということは、提案権であれば、決定権じゃないですか。要は、教育委員会と最後共同して作りますけども、折り合いがつかなくても提案できるということは、まさにそれを僕らは決定権と言っているんですけどもね。折り合いがつかなくても提案させてもらえるのであれば、それだったら問題ないんですけども。

(中西教育長)

教育振興基本計画を、折り合いがつかない形で定めるべきではないと僕たちは思います。

(橋下市長)

そこが、だから合意の上やりますけども。でもそうするとやはり折り合いがつかなかったら提案できなくなっちゃうじゃないですか。

(松井知事)

でも、折り合いがつかなかった場合は、教育委員は知事・市長が定める教育振興計画を納

得していないという一文が入って提案するわけですけどね。議会に。その時に、今度意見の齟齬で罷免できないですよ。だから、そこは提案できるけど、逆に言うと、仕事する組織がなくなってしまうんです。そういう提案してしまうと。

だから、やはり目標は、共同で作るけれど最終は知事が決定するという形にして、決定したものについては教育委員の皆さんはそれに向けて教育行政しっかり働いていただけるということが前提ですよ。罷免権がないんですから。

(橋下市長)

納得できませんよという一文が入ったもので、仮に提案して議会が議決した場合に、納得できないものを教育委員はそれからやるわけですよ。納得できませんよって一文を公言したんですよ。

要は決定権というのはある意味うまいことでできていて、納得しているかどうかということ濁すことでもあるんですよ。俺は納得してないけれども、決定権あるところに委ねると。そこが決めただから腹の中でいろいろ思いはあるけれども、職務を全うすることじゃないですか。だから、納得しませんよと意見出されるのはいいんですけど、それを議会に出した後、議決したら公に納得していませんよといったやつをその教育委員がやるってことなんですよ。だからそういう意味で決定権というのにこだわっているんですけど。

(原特別顧問)

今のこの共同してっていうのは、知事が主語になっているとおっしゃるんですけど、基本計画の作成自体が共同で責任を負っていることになっていますから、今おっしゃるようにまさに知事が最終的に決められるということにはなっていないと思いますね。

折り合いがつかないようなことは避けるべきだと、できるだけ折り合いをつけるべきだと、多分ここにいいらっしゃる皆さん全員共有されているんだと思うんですけども。そのうえで、制度論として、最終的な決定権者をどっちにするか。ここで書かれているように共同でということにされるのか、知事が最終的には決定しますということにされるのか、ということだと思います。

(橋下市長)

目標という言葉で議論色々騒ぎなっていますけど。要は教育に対する価値観、価値だと思えるんですよ。教育行政の価値で。僕ら予算執行する段階でもし価値観を持ってないのであれば、これもうほんと法の欠陥で、これはまた、みんなの党から質問主意書を出してもらいたいんですけど。予算編成の時に価値観を持ってないんだったら、あの閣議決定のままで行くのであれば、教育委員会が決めたことは僕ら無条件で予算をつけないといけないことになるわけですよ。

だから、おかしい話で、こないだも市教委と議論させてもらったら、教育委員の方が我々はソーシャルワーカーをつけたいのにお金がつかないんですよと、これ自体おかしい話です。だから、もし教育委員会に目標決定権があり、僕らに決定権がないということになれば、教育委員会が決めたことは僕ら無条件で従わなければいけないわけですね。でも今どっちすくみになっていますから、教育委員はこれやりたいといっても僕らそれを拒む。拒むってことは僕らの価値観に基づいて拒むわけじゃないですか。

だから要は予算査定っていうのは、ある目標を設定してポジティブにそちらに向かって行く話と、何かが出てきたときにそれを拒むってこと、これも目標なわけですから、価値観のね。だから完全にこれ本当におかしい話で、予算査定というところに価値観があるってことだったら、文言変えさせてもらうんだったら、予算査定の目標ってことだったら、もうそれは完全に僕ら予算査定の権限持っていますから、目標設定、予算査定の目標はあ

と思います。もし、それすらないと言うんだったら、教育委員会が言われたことは僕ら無条件にお金付けないといけないことになりますんでね。

(堺屋特別顧問)

これ今の閣議がどうかというと、閣議は、閣僚が反対すると閣議決定できないから、そのときは閣僚はクビにできるんですよ、反対閣僚を。昔の明治憲法の場合はできなかったんですよ。だから明治憲法はめちゃくちゃに軍部がはびこったりしたんですね。

そのことから考えると、協議するのはいいけど、やはり最終決定権は、知事じゃないですかね。どういう発想なのか、ちょっと正常に考えられない文面だもんな。

(生野教育委員会委員長)

ちょっと確認させていただきたいんですけど。これは、維新の案ですね、教育基本法に基づいてと書かれていましたけど。ですから教育基本法の中に教育目標っていうのは決まっていますよね。だいたい、5項目ぐらいで決まっているんですけど、もちろん首長が定める教育目標っていうのは、教育基本法に定めたことを遵守してという、もちろんそうですね。これを確認させていただきたいです。

(松井知事、橋下市長)

もちろんそうです。

(橋下市長)

今回、陰山委員と議論させてもらいましたけどもね、東大が秋入学をやるって話になってから、一気に大学がそちらの方にシフトしながら国際化国際化という流れになってきたわけですよ。色んな学者さんとか、教育の国際化グローバル化を言うべきではない、どうのこうのと言っても、もうその流れはとめられないですよ。東大が旗振って。

僕は松井知事と一緒に、また色んな外部の人から聞いてこういう時代の流れを読みながら早く先手を打っていかなければならないという思いの中で。具体的な教育論は、僕ら素人だから言わないですよ。でも、その大きな流れを僕は3年前から言い続けてきたわけです。大阪府の教育委員会とは議論できてそういう流れになりましたけどもね。

しかしそういう大きな目標はやはり政治でやるべきで、現場の教員の皆さんとか、ずっと生徒を教えてきた教員の皆さんが、その時代の流れを汲み取った方向性を出すというのはやはり役割分担として違うと思うんですよ。もしこれグローバル化の話っていうのは、なかなか受け入れられなかった経緯がずっとありましたけども、でもこれもう実際そうなる。やはりこういうものは政治の役割であって、決定権と責任をもってやってですね。

で、もしね、陰山先生これテレビでも議論させてもらいましたけども、政治の判断ではいけない、教育の継続性・安定性なんだということであれば、東大がひとつの大学が秋入学というということを打ち出さない限り、全国の小中学校含めて、高校含めてそういう方向に舵切れないわけですよ。

(陰山教育委員)

一つ違うと思うのは、安定性とか何とか言うのは、現行法制下の所を飛び超えて行った場合に、例えば、その法律上訴訟が起きてきたりすると非常に問題が起きるだろうと申し上げたわけです。その時代時代の方向性を提起されるのは当然のことであって、そもそも教育委員が時代性を感じていないっていうほうが問題だと思うんですね。ですから、海外行きましようっていうのは僕から言いましたよね。だから僕はそういう人が教育委員として選ばれるべきだろうということを強く思うんですよ。

一番言いたいのは、教育が進んでいくのは、首長と、とりわけ、なんだかんだ言って教育長ですよ。だから、このラインがしっかりしているということが、ものすごく重要であって、現実問題僕も大阪以外のいろんな改革に関わっていますけれども、うまくいっているところは全部そこです。やはり教育長と市長がきっちりと組まれていると。で、そのところをうまく教育委員がフォローしているという、そういう形が組まれているわけです。

ところが、ここの所が非常に難しいところなんですけど、私自身は他の教育委員の方々と違って全国教育委員会会議や色んな委員会に参加してきているので、一つ思うのは、教育長の人事が市長の思うようになっていかないという。つまり、教育委員の互選になっていますから。

(橋下市長)

建前はですね。実際は教育長の人事は首長が行っている。

(陰山教育委員)

実際はそうだけれども、建前上は違うけれども、実はこのへんのところに色々な齟齬が起きていると思うんですよ。現実問題、他の各県の知事に教育長の要請を受けたこともあります。やはり、そういうふうにしっかりと首長と教育長がコンビを組むと。そのところで教育委員会の人たちがレイマンとしての方向性というものをしっかり意見を言うていくという形になるのが望ましいと思うので、私一番言いたいのは、やはり国の法律も変えなきゃいけないということです。

(橋下市長)

そうです、そうです。

(陰山教育委員)

だから冒頭に申し上げた、まず国の方を変えてもらえませんかと言いましたよね。まあ今そういう方向になりつつありますけども。それはそれでいいんですけども。ですから、私はこの文章でいいと思うんですよ。

(堺屋特別顧問)

今おっしゃっているのは、原さんどう思いますかね。立法論と違ってね、現実論を話しておられるんですよ。立法論というのは、現実がうまくいっているから、立法はどうでもいいとはならない。立法論としてははっきりどっちか書かないとおかしいんじゃないか。

(橋下市長)

陰山先生が言われている方向性は、多分、僕も知事も同じです。首長がいて実際には教育長・首長の権限と責任の下にありながら、ただ首長が暴走しないように、専門機関で、いわゆる今の教育委員会みたいな形の専門機関が、首長の暴走を止めるような何か仕組みを作っていくという流れになると思うんですよ。で、首長は直接教育現場には介入できない。そこは法務省の法務大臣の指揮権発動と同じような形で、法務大臣は検事総長までしか指揮権を発動できなくて、具体的な捜査現場までは法務大臣は指揮権がないという形で、首長は教育長までに対する具体的な指揮で、教育現場に対しては教育長ないしは教育諮問機関から現場を掌握する。

まあ目指すところはそこで、多分みんなの党さんもそれを出して来られると思うんですけど、そこに至るまでの段階で、そうであれば、できる立法論として条例としてそれに近い形でできないかということなんですけどね。

(陰山教育委員)

意見として申し上げたいのは、例えば市長さんが、ありえない話ではありますが、現実不可能、実行不可能なこと、高い目標を選挙で言っちゃった場合、それで責任上やらなきゃいけないんだということで、ばーっときたとすると、今の制度では教育委員で受けなければいけないわけですね。出来ませんよということとは言えないですね。

(松井知事)

それは、実現不可能で責任を持てなかったら、教育委員の皆さんも辞めるでしょう。

(陰山教育委員)

だから、そういうところまで飲み込んでもらわないといけないということなんです。

(原特別顧問)

今のようなお話であれば、協議をしてその中で解消される話だと思います。協議をしたんだけど、選挙で言っちゃったんだから、これで絶対に突っ切るんだというような政治家の方は、それはもうその後の選挙で評価を受けるということなんだろうと思います。

(古賀特別顧問)

この問題の根本にあるのは、政治家っていうのは悪い奴だっていう発想があると思います。要するに、政治家っていうのはいい加減なことを考えて、いい加減なことを言うから、教育委員会というのはそうでなくて聖人君子の集まりなので、教育委員会に任せた方がいい、変な人が入って来て、余計なことを言わないようにする方がいいという発想が根底にあると思います。国のいろんな行政組織もそういうところがものすごくあって、今、官僚は非常に評判悪いですが、官僚と政治家どっちが悪いといたら、昔は政治家の方が悪いと皆思っていたんですよ。ですから、政治家が出てくると、可能な限り色々バリアを張っておいた方がいいという発想になっているんですけども。

ただ、今までの大阪における教育行政の実績を見たときに、市長の責任なのか教育委員の責任なのか分かりませんが、必ずしもあまりいい成績を残していないということにおいて、どう解決しようかという話だと思うので。

そのときに、やはり昔と違って、今の時代は、いかに民意というものを受けた政党あるいは主体が最終的に決めていくかということをしっかり作っていくことが重要だと思います。今までは、どちらかというとお上まかせという感じで、だれか立派な人がいて、その人たちに任せておけばいいということだったんですけども。これからは、市民が教育についても考えていくし、意見も言うし、ということで、それが協議会という場も重要なんですけれども、最終的には、やはり市長・市議会を自分たちが選挙で選ぶという意思表示を通じて、教育についても意見を言うという一番強い形で表明するという道があるということが大事なんだと思います。

そのところ、教育委員というのは、教育の専門家であるし、教育の中身について色々いいアイデアを出したり、現場を指揮して、いい教育をやってもらうという意味で非常に重要な役割なんですけれども、やはり民意で選ばれていないし、責任を取れるのかと言ったときにどうやって責任をとるのがあまりはっきりしていないという存在であることを考えれば、私は、教育委員の方がむしろ、我々はそこまで最終責任を取れませんからといって謙抑的になるというのが、普通の考え方かなと思います。

ですから、市長が出てくると変なことを言うんじゃないかというのは、それと全く同じぐらい、教育委員の人たちも変なことするんじゃないかというのと、どっちが正しいんですかという議論をしているような感じがして、やはり最終的に決める仕組みははっきりしておく必要があって、そういう意味で、大きな目標ぐらいは、首長さんが決めるという仕

組みを作っておいていいのではと思います。

(堺屋特別顧問)

この問題は、80年代の中ほどから、ずっと続いていて、あの時は、非常に世の中の流れが、政治が悪いということもおっしゃっていましたが、結局もの別れになって、そのままになったんですが。現実をおっしゃるのも分かりますが、やはり立法論としてはきちんと書いておかないといけないというように思いますね。あいまいにはできないと思います。

(松井知事)

堺屋先生、今の立法論の中で、文科省がいろいろ言っていますけど、僕と中西教育長で教育振興計画を作るときには必ずまとまると思います、現実論でいけば。もし、知事と教育委員会でもとまらなかったときに、目標は知事が設定するとしたときに、法律的に違法という判断がされるのでしょうか。我々はされないという判断で、ここまで議論してきているんですけども、この間から、文科省からいろいろ見解が出ておりますけれども、それを踏まえて、目標設定を首長がすると書き込んだときに、条例として違法条例ということになってしまうのでしょうか。

(原特別顧問)

これは、先ほども申し上げましたとおり、あくまでも解釈論の範囲の問題であって、絶対にやってはいけませんと書いてある話ではないかと思いますので。野田内閣でいちどそういった閣議決定されているわけですが、それは見直してもらうということを求めていけばいい話だと思います。

(橋下市長)

違法かどうかは最終の有権解釈は司法であって、最高裁の場合は具体的に訴訟にならないとだめなので、たぶん想定されるのは、この条例を基にして、教育委員を罷免した場合に、その罷免処分を取り消しという形で裁判にならない限りは、裁判で違法かどうかは争われないということになります。

閣議決定で、違法条例となると、再議の話になりますが、最終的には首長が違法と認めるかどうかの話になりますから、そこは問題ないのかなと思います。

ただ、ひとつ弱気じゃないんですが、予算執行の目標というものに変えてしまうかなんですけれどもね。

教育振興計画も、予算執行の目標といえば、予算執行の目標ですしね。教育振興計画といっても、基本的に教育マネジメントをする教育委員にとっては教育マターの目標ですけども、僕らにとっては、教育行政の管理・執行ができないということになれば、予算執行のための目標であって、そこがあいまいです。教育振興計画といっても、教育委員会からすれば、教育目標、僕らからすると予算執行目標、となれば、予算執行目標という形にしまって、教育目標をたてるということになれば、どうなんでしょう。でもそれだと教育目標は委員会になるということになるんじゃないでしょうか。

(原特別顧問)

予算執行のための目標ならいいのか、まず国の見解を確認して、どっちみちだめだっていわれる可能性はなきにしもあらずですから。

(橋下市長)

そうですか。だめだって言われますかね。

(陰山教育委員)

少し、いいですか。実態として、大変感謝しています。大阪府の教育予算の来年度分が出てきているが、我々としてはとても感謝しています。維新の会とは教育条例に向けては違いはありますが、実践についてはほんとに議論してきて、それに予算がついているし、そのもとに現場が動いて、ほんとにいい形になってきたと思います。

だから、うまくいかなかったときにどうするんだという意見もいいんですけども、私たち教育委員の立場からすると、これだけタッグが組めたことによって、これだけ動いたということ、私たちとしてはありがたいなと思っています。

(橋下市長)

これは、松井知事が今そういうことをつないでくれていますけれども、僕は、知事時代に、なぜ教育の方に予算を突っ込めたかという、皆さんと議論をして、これは自分の目標でもあり、自分の責任だと感じたから、予算を突っ込んだんです。

だから、立法論で、やはり知事・首長に、権限もあり責任もあるということになれば、決めたことに関して、しっかり予算もぶち込んでいかなければならないし、選挙のたびにしっかりそれが議論になり、有権者が最後に選ぶときに責任ですよということになる。今回ニュース報道なんかで、スーパーアンカーの山本さんと議論になって、この教育基本条例はでたらめでないかという話になったので、そんなのメディアが報道してくれなかったじゃないですか、呼ばれたらいくらでも行くんですよと言ったら、山本さんも何も言えなくなっちゃったんですよ。

だから、教育目標が、知事・首長の権限である、だめな政治家が来たら怖い、メディアはチェックしなければならならぬ、番組を作らないといけない、いろいろ議論しないといけない、というようなローテーションで、ある意味、政治というのは動いていくのではないかと思います。

政治家は悪いし、だめだというのも当たっている部分もあるんですけども、投票しながら、議論しながら、メディアで争点にしながら、修正をかける。ころころ変わる目標はだめだって言われるんですが、そうであれば、ころころ変わらないような目標をしっかりと見て、有権者が判断することだと思います。

今のままでいくと、教育委員の5名とか6名、僕は陰山先生たちを信頼してやってきましたけれども、では、古賀先生の言われたように、教育委員の議論が全部正しいのかというと、そこは五分五分の話だと思います。だから、最後の決定権と責任をしっかりと提示して、政治家が怖い、危ない、教育目標はころころ変わってはいけないというんだったら、それをしっかりと選挙前にメディアを通じて議論して、正すべきことは正すと、それがあるべき政治で、それをめざすための立法論であると思うんですけどもね。

(生野教育委員会委員長)

今、古賀顧問や堺屋先生がおっしゃったことに対してですが、私たちは、まさに立法論で考えようとしています。市長も知事もそうだと思うんですが、お互い我々の時代だけの問題として、この条例を考えているのではないと思うんですね。これが永久、半永久ということで、私たちが替わっても生きていくというようにというスタンスでいらっしゃると思うんですね。私たちもそうなんです。結局、双方とも、もし政治がもし暴走したら、あるいは教育委員が暴走したらだめだということで、同じ視点で考えていると思います。ですから、堺屋先生おっしゃるように、法というのは、現実論、今がどうなるかということより、法としてどうなるかということですよ。ですから、両方とももし暴走したら、どう歯止めをかけるんだという話だと思うんです。だから、何が悪いとか良いとかの話をしているつもりは全くないんですね。

(松井知事)

それは、議会の議決がいりますから。僕や橋下市長もよく暴走しますが、きちっと議会が歯止めになっています。

(生野教育委員会委員長)

議会というのは、非常に重いと思います。

(山口PT長)

少し、頂戴している時間が最大延ばせてもあと2、3分というところで、すみません。

(松井知事)

「知事は、教育委員会と協議して、教育振興計画を策定する」でいいんじゃないですか。共同だと、一緒全部につくらないといけないけれど、協議はいつもします。協議すれば、知事が作成したことになる。

(橋下市長)

そうすると、知事の作成ということで、ただ、教育委員会としっかり協議すると。暴走論ですけど、お互い、知事も市長も暴走するかも分からないけれども、教育委員が機能しないような場合もあって、そのときに責任の取り方はどうなのかと言ったら、我々は選挙で責任を取らされるわけですから。

(生野教育委員会委員長)

私たちは、目標設定をするということで、責任を取るということを提示させてもらったのですが。

(橋下市長)

責任というか、暴走というかだめな場合の交代劇というのが、僕らにはあるけど、教育委員というのは今ないじゃないですか。

(生野教育委員会委員長)

でも、もし罷免規定にひっかかるとなると、罷免もOKになるわけですね、今日提案させてもらった案では。

(橋下市長)

教育目標を達成しなかった場合ということですよ。

(生野教育委員会委員長)

そうです。しかも、私たちもちょうど知事と同じ4年という任期ですので、再任されないというリスクを負うわけですね。知事と同じ立場になると思うんです。

(松井知事)

もう一度、罷免規定はどう読むんですか

(橋下市長)

6条の第2項の、教育委員が自己評価を実施というところで、評価をもって、また知事が評価をする、ということになります。

(中西教育長)

地教行法第7条に罷免規定はありますので、その罷免事由に該当するかどうかを、教育委員が自己点検する自己点検表に基づいてご判断をいただくことになる、ということです。

(原特別顧問)

地教行法では、職務上の義務違反というのが罷免事由になっていて、職務上の義務違反と言えるほどの違反であったのかという、どっちみち似ている問題になるかと思いますが。

(堺屋特別顧問)

意見対立は、罷免事由にならないということか。職務違反は分かりますけれども、意見対立は？

(中西教育長)

意見対立では、普通は罷免にはならないかと。

(堺屋特別顧問)

ならないでしょ、だからだめなんです。だから、最終的に知事に決定権があることを書いておかないと、意見対立のままで決まらないということがあり得るわけです。現実にあるかどうかは知りませんよ。あり得るから、立法としては決めておかないといけないのです。

もうひとつ、5段階評価の話がありますけれども、やはり原さんが示したように（D評価が）1万人に1人というのではだめですよ。だから、相対評価は、どういう形でいれるかはともかくとして、絶対評価で0.01%というのは。大阪のことはよく存じませんが、東京都には5年以上欠席している教師がけっこういる、それでも解雇していないです。

やはり相対評価をいれないといけません。この数字を見たら、誰が見ても絶対評価していないんです。

(山口PT長)

今、堺屋先生からのご指摘の部分は、30日にまた職員基本条例とあわせてご議論いただけるものと思っております。

(橋下市長)

一般行政職との違いは、もともと相対評価を入れた理由は、ただちにこれで罷免するというのではなくて、不適格な教員に対しての指導・研修・チェックが今までなかった、少なすぎるではないかということなんです。だから、そうであれば、原先生の言われた懸念は、保護者とかに評価はさせるけど、最後最終的な評価は教育委員会じゃないかということになりますから、そうじゃなくても、保護者とか子どもたちの申し立て権によって、S A B C Dをつけるのではなくて、適格性の調査をしてくれという申し立て権にすれば、そこは評価抜きで。

ただ、個人の保護者からの申し立てですぐ調査に入るのは問題ですから、何か学校と保護者の仕組みを作って、そこからの申し立て権があれば、教育委員会は、それを受けて適格性の調査に入ると。それは、5%超えるだろうと、みんな言っていますけどね、保護者は。

(陰山教育委員会委員)

校長をやった経験から言いますと、子どもを伸ばすのは教師の仕事、教師を伸ばすのが校長の仕事なんです。それを、相対で絶えず低いものを作っていくということは、校務か

らすると非常にありえないという感じがいたします。

ですから、むしろ、なぜ悪いのか、どこが悪いのかをきちんと明確にすることによって、これを保護者、一般社会、子どもたち、そして教育界とが共有するという点でいうと、そりゃそうだよねという絶対評価を打ちたてることがものすごく重要だろうと思います。意見ですが。

(山口PT長)

すみません、いただいている時間が超過をしますので。

(松井知事)

今日いろんな議論が出まして、決定できるところは、教育振興基本計画のところだけです。「知事は、教育委員会と協議して、基本計画を作成」と。共同でなく、協議して。これで、知事が最終的には決めていくということになりますから。それでは、時間ないので、それは、そういうふうにお願いします。

(山口PT長)

それでは、時間が超過して誠に申し訳ありませんでした。第3回の府市統合本部を終了させていただきたいと思います。次回については、またご連絡させていただきますのでよろしく願いいたします。

(中西教育長)

それ以外は了解いただいたと思ってよろしいのでしょうか。

(松井知事)

それは、まだもう少し議論が必要です。

(生野教育委員会委員長)

30日、またやっていただけますか。

(松井知事)

30日、やります。もうちょっと時間いりますね、山口さん。

(山口PT長)

それでは、すみませんが、以上で終わらせていただきます。